

群馬県青少年健全育成条例施行規則

(昭和57年11月1日群馬県規則第68号)

改正 平成 6年 3月31日群馬県規則第67号
平成 8年 11月29日群馬県規則第81号
平成12年 3月24日群馬県規則第35号
平成12年 12月11日群馬県規則第136号
平成14年 6月20日群馬県規則第44号
平成16年 4月 1日群馬県規則第45号
平成17年 3月24日群馬県規則第37号
平成19年 3月27日群馬県規則第26号
平成20年 3月31日群馬県規則第19号
平成20年 5月 9日群馬県規則第47号
平成23年 7月 1日群馬県規則第42号
平成26年 11月21日群馬県規則第70号
平成28年 1月15日群馬県規則第 2号
平成29年 3月10日群馬県規則第 9号
平成29年 7月11日群馬県規則第39号
平成30年 6月26日群馬県規則第48号
令和 元年 11月22日群馬県規則第27号
令和 2年 3月31日群馬県規則第50号
令和 5年 10月20日群馬県規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(有害興行の表示)

第3条 条例第13条第4項の規定による表示は、別記様式第1号により行うものとする。

(有害図書類とみなされる図書類の内容)

第4条 条例第14条第3項第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

- イ 女性が大たい部を開いた姿態
- ロ 女性が陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ハ 自慰の姿態
- ニ 男女間の愛ぶの姿態
- ホ 女性の排せつの姿態
- へ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為
- ロ 不同意性交等その他の陵辱行為

ハ 同性間の性行為

ニ 変態性欲に基づく性行為

- 2 条例第14条第3項第2号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害図書類の陳列方法等）

第5条 条例第15条第1項の規定による有害図書類の陳列は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 営業の場所に、間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法
- (2) 有害図書類を、他の図書類を陳列する陳列棚の外周から60センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書類を陳列する棚を、他の図書類を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
- (3) 陳列棚の有害図書類から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質及び構造のものに限る。）を設け、有害図書類を仕切り板と仕切り板の間にまとめて陳列する方法
- (4) 有害図書類を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法
- (5) 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類が他の図書類と明確に区分されていると知事が認める方法

- 2 条例第15条第4項の規定による命令は、別記様式第2号によるものとする。

（有害がん具類とみなされるがん具類の形状等）

第6条 条例第16条第3項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）

（青少年の健全育成を阻害する行為を防止する必要があるものとして定める施設）

第7条 条例第19条第1項第7号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で18歳未満の者が入学できるもの
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項に規定する重要文化財（建造物に限る。）
- (4) 文化財保護法第78条第1項に規定する重要有形民俗文化財（家屋に限る。）
- (5) 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡
- (6) 群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第4条第1項に規定する群馬県指定重要文化財（建造物に限る。）
- (7) 群馬県文化財保護条例第38条第1項に規定する群馬県指定史跡
- (8) 国立及び公立の教育施設、文化施設及びスポーツ施設
- (9) その他市町村の施設で知事が当該市町村の長と協議して指定するもの

（自動販売機等管理者の要件等）

第8条 条例第20条第1項ただし書に規定する規則で定める自動販売機等は、図書がん具等自動販売業者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）と同一の市町村内に設置する自動販売機等とする。

- 2 条例第20条第2項に規定する自動販売機等管理者は、自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有する者で、次に掲げる要件を充足するものでなければならない。
 - (1) 未成年者でないこと。
 - (2) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行に関し、図書がん具等自動販売業者から一切の権限を委任されていること。
 - (3) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾していること。

(自動販売機等の設置の届出等)

第9条 条例第21条第1項の規定による自動販売機等の設置の届出は、自動販売機等設置届出書（別記様式第3号）3通を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
 - (2) 自動販売機等管理者の住民票の写し及び身分証明書
 - (3) 自動販売機等管理者が、条例に定める義務の履行に関し、図書がん具等自動販売業者から一切の権限を委任され、かつ、承諾していることを証明する書類
 - (4) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証明する書類
- 3 条例第21条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、自動販売機等設置変更・廃止届出書（別記様式第4号）3通を提出して行うものとする。この場合において、自動販売機等管理者の変更のときは、前項第2号及び第3号に規定する書類を添付しなければならない。
- 4 条例第21条第3項の規定による廃止の届出は、自動販売機等設置変更・廃止届出書3通を提出して行うものとする。
- 5 条例第21条第4項の規定による表示は、別記様式第5号により、当該自動販売機等の前面の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。
- 6 条例第21条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 届出の受理番号
 - (2) 自動販売機等で販売し、又は貸し付ける物品の種類
 - (3) 販売又は貸付けの別
- 7 条例第21条第5項の自動販売機等登録簿は、別記様式第6号によるものとする。

(除去命令)

第10条 条例第23条第1項の規定による命令は、別記様式第7号により行うものとする。

(撤去命令)

第11条 条例第24条第1項及び第2項の規定による命令は、別記様式第8号により行うものとする。

(有害宣伝文書とする文書の内容)

第12条 条例第26条第1項に規定する規則で定めるものは、第4条第1項各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(有害宣伝文書の頒布の方法)

第13条 条例第26条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内容物が透視できない封筒で密封する方法その他青少年の目に触れないような方法が講じられている場合
- (2) 相手が青少年でないことを確認して交付する方法により戸別に頒布する場合

(携帯電話インターネット事業者等が説明すべき事項等)

第13条の2 条例第28条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
 - (2) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第28条の2第2項に規定するフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する書面の提出が必要であること。
 - (3) 保護者が特定携帯電話端末等にフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第28条の2第3項に規定するフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する書面の提出が必要であること。
- 2 条例第28条の2第2項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。
- (1) 青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
 - (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。
- 3 条例第28条の2第3項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。
- (1) 青少年が就労しており、フィルタリング有効化措置を講じることにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
 - (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリング有効化措置を講じることにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (3) 保護者が、その保護する青少年の特定携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。
- 4 条例第28条の2第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 申出年月日
 - (2) 保護者の氏名
 - (3) 保護者の電話番号
- 5 条例第28条の2第6項の規則で定める日は、役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。

(公表の方法等)

第13条の3 条例第28条の4第3項の規定による公表は、群馬県報への掲載その他の知事が適当と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

(深夜営業を行う施設における立入禁止の表示)

第14条 条例第31条第2項の規定による表示は、別記様式第9号により行うものとする。

(薬品類等の指定)

第15条 条例第34条及び第50条第1項第9号に規定する規則で定める薬品類等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定により習慣性があるものとして厚生労働大臣が指定した医薬品
 - (2) アロバルビタール、アミノピリン複合体及びその製剤
 - (3) 塩酸エフェドリン及びその製剤のうち注射剤
 - (4) 可燃性ガス（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第1第5号に掲げる可燃性のガスをいう。）
 - (5) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物をいう。以下同じ。）又は有機溶剤の含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）で、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物以外のものとする。
- 2 条例第39条第5号、第40条及び第41条に規定する規則で定める薬品類等は、前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物
 - (2) 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号）第13条第1項に規定する知事指定薬物

(職員の指定)

第16条 条例第50条第1項の規定による職員の指定は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (1) 児童福祉・青少年課の職員
- (2) 保健福祉事務所の職員
- (3) 児童相談所の職員

(証明書)

第17条 条例第50条第2項の規定による証明書は、警察手帳又は別記様式第10号によるものとする。

附 則

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日群馬県規則第67号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月29日群馬県規則第81号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日群馬県規則第35号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月11日群馬県規則第136号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月20日群馬県規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日群馬県規則第45号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日群馬県規則第37号)

1 この規則中第1条及び次項の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県青少年保護育成条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の群馬県青少年保護育成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則 (平成19年3月27日群馬県規則第26号)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県青少年保護育成条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の群馬県青少年健全育成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則 (平成20年3月31日群馬県規則第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月9日群馬県規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日群馬県規則第42号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月21日群馬県規則第70号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年1月15日群馬県規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日群馬県規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年7月11日群馬県規則第39号)

この規則は、平成29年7月13日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日群馬県規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年11月22日群馬県規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日群馬県規則第50号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月20日群馬県規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

（注） 「 」 内に、興行の題名を入れることとする。

ただいま上映（上演）中の「
」は、
群馬県青少年健全育成条例の規定により、青少年に見せてはならないものとして指定さ
れましたので、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

別記様式第2号（規格A4）（第5条関係）

群馬県達 第 号

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

群馬県青少年健全育成条例第15条第4項の規定により、
に係る勧告に従い下記のとおり措置すべきことを命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

群馬県知事

印

記

- 1 図書類の販売又は貸付けを行う場所（所在地）及び名称（店舗名）
- 2 措置すべき内容
- 3 理由
- 4 措置期限 年 月 日

別記様式第3号（規格A4） （第9条関係）

自動販売機等設置届出書 年 月 日	
群馬県知事	あて
届出者 住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
次のとおり自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）を設置したいので、群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）第21条第1項の規定により届け出します。	
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村
自動販売機等で販売又は貸し付ける物の種類	書籍 雑誌 ビデオテープ ビデオディスク がん具 その他（ ）
自動販売機等の機種及び製造番号	
図書類又はがん具類の販売又は貸付けをする者	住所 氏名 電話番号
自動販売機等の設置場所の提供者	住所 氏名 電話番号
自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号
地域住民等との協議等	有 ・ 無
販売又は貸付開始年月日	年 月 日
添付書類 1 自動販売機等の設置場所付近の見取図（縮尺50,000分の1及び1,500分の1を各1枚） 2 自動販売機等管理者の住民票の写し及び身分証明書 3 自動販売機等管理者が、条例に定める義務の履行に関し、図書がん具等自動販売業者から一切の権限を委任され、かつ、承諾していることを証明する書類 4 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証明する書類	

別記様式第5号（第9条関係）

↑ 13 セ ン チ メ ー ト ル ↓	自動販売機等の 設 置 場 所	
	自動販売機等の 機種及び製造番号	機 種 製造番号
	図書がん具等 自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号
	自動販売機等の 設置場所の提供者	住 所 氏 名 電話番号
	自動販売機等 管 理 者	住 所 氏 名 電話番号
	← 16センチメートル →	

自動販売機等登録簿

受理年月日・番号		年	月	日	第	号
自動販売機等設置場所						
自動販売機等で販売し又は貸し付ける物品の種類						
販売又は貸付けの別						
自動販売機等の機種及び製造番号	機種					
	製造番号					
図書がん具等自動販売業者	住所					
	氏名					
	電話番号					
自動販売機等の設置場所の提供者	住所					
	氏名					
	電話番号					
自動販売機等管理者	住所					
	氏名					
	電話番号					
備考	-----					

群馬県達 第 号

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

群馬県青少年健全育成条例第23条第1項の規定により、下記の 類の除去
を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌
日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処
分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を
被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分
の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知つた日の翌日
から起算して6月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の
取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合
には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以
内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

群馬県知事

印

記

- 1 有害図書類又は有害がん具類を収納する自動販売機等の設置場所
- 2 有害図書類又は有害がん具類を収納する自動販売機等の機種、製造番号等
- 3 有害図書類又は有害がん具類の種類及び書名、作品名、商品名等
- 4 理由
- 5 措置期限 年 月 日

群馬県達 第 号

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

群馬県青少年健全育成条例第24条第 項の規定により、下記の自動販売機等の撤去を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

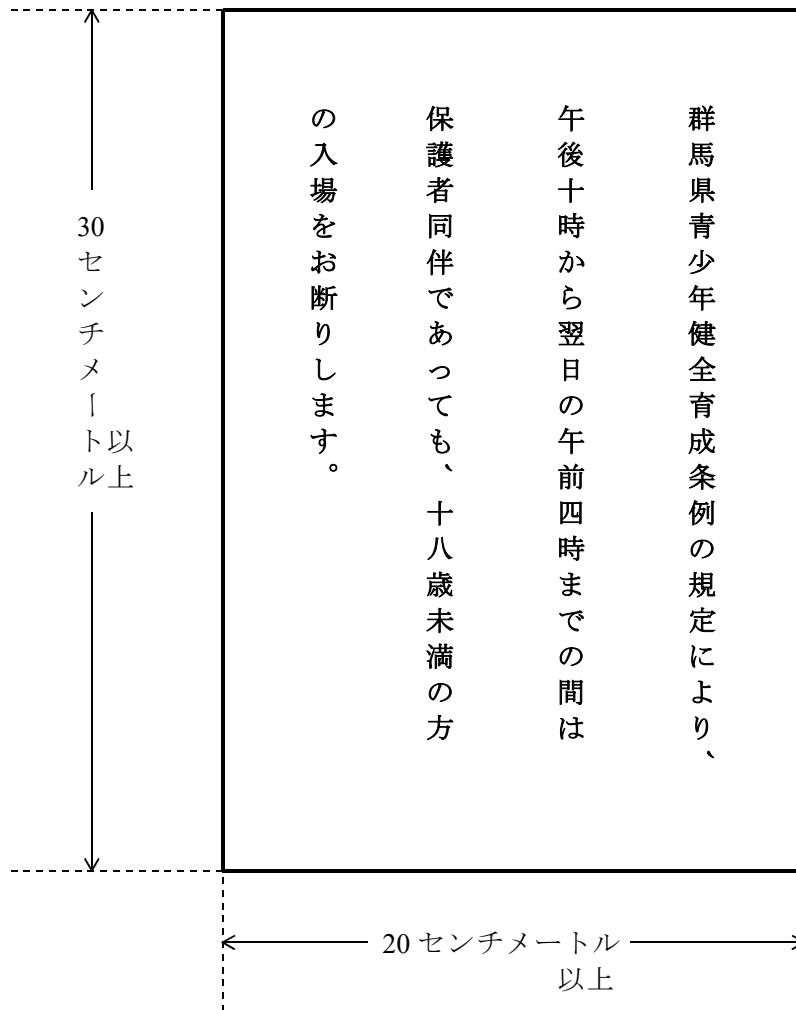
群馬県知事

印

記

- 1 自動販売機等の設置場所
- 2 自動販売機等の機種、製造番号等
- 3 理由
- 4 措置期限 年 月 日

別記様式第9号（第14条関係）



別記様式第10号（第17条関係）

（表）

5.4 セ ン チ メ ー ト ル	立 入 調 査 証 明 書 第 号		
	写 真	所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生
	群馬県青少年健全育成条例第50条に規定する立入調査の権限を有する 職員であることを証明する。		
	年 月 日 交付	群馬県知事	印
	9. 1 センチメートル		

（裏）

群馬県青少年健全育成条例抜粋
<p>（立入調査等）</p> <p>第50条 警察官（少年支援官を含む。）又は知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間中次に掲げる場所に立ち入って調査を行い、関係者に対して質問し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 興行場</p> <p>(2) 図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う営業所</p> <p>(3) 図書類若しくはがん具類の自動販売機等又は利用カード等自動販売機等の設置場所</p> <p>(4) 広告物の広告主又は管理者の営業所</p> <p>(5) 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場</p> <p>(6) 酒類又はたばこの販売業を行う営業所及び酒類又はたばこの自動販売機の設置場所</p> <p>(7) 第31条第1項各号に掲げる営業を行う営業所</p> <p>(8) 質屋若しくは古物商の営業所、飲食店又は喫茶店</p> <p>(9) 薬品類等又は下着の販売業を行う営業所</p> <p>(10) 入れ墨等を施す営業を行う営業所</p> <p>(11) 旅館業又はアパート若しくは貸間を業とする者の営業所又はその管理する事業施設</p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務をみだりに妨げてはならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>